

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

第1節 市対策本部の設置

1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 事態認定

- ① 武力攻撃事態等が発生すれば、まず国が、事態認定や武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」を閣議決定し、「国対策本部」を設置するとともに、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体を指定する。
- ② これを受け、市は、「国民保護対策本部」を設置し、国民保護計画に基づき、国民保護措置を実施する。

(2) 市対策本部を設置すべき指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき指定の通知を受ける。

(3) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置（事前に準備室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。）する。

(4) 本部の代替機能の確保

- ① 市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を本庁舎に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位：本庁舎総務課、第2順位：挟間庁舎、第3順位：湯布院庁舎、第4順位：消防本部）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により上記の順位を変更することを妨げるものではない。
- ② 市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(5) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、由布市職員の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

(6) 職員の動員

- ① 職員の配備、休日又は退庁後の職員への伝達、非常参集等は別途定める。
- ② 職場へ登庁できない場合は、居住地の庁舎等の公共施設に参集し、その指揮命令下に入る。

(7) 市対策本部の開設

- ① 市対策本部担当者は、本庁舎防災安全課に市対策本部を開設する。
- ② 市対策本部担当者は、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。
- ③ 市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

2 市対策本部を設置すべき指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「由布市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例」（平成18年3月27日条例第5号）に基づき行う。

(1) 組織

市対策本部には、次の役職を置く

- ◇ 本部長
- ◇ 副本部長
- ◇ 部長
- ◇ 本部員
- ◇ 現地対策本部長
- ◇ 本部員その他の職員

(2) 会議

本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議を招集する。

(3) 部

- ① 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置く。
- ② 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

(4) 現地対策本部

- ① 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置く。
- ② 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

役 職	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長・教育長
部長	総務課長・建設課長・福祉課長・会計管理者・消防長・消防団長
本部員	各課長及び市長が任命する職員
現地対策本部長	振興局長（必要に応じて本部長または副本部長が指揮する。）
現地対策本部員その他の職員	本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

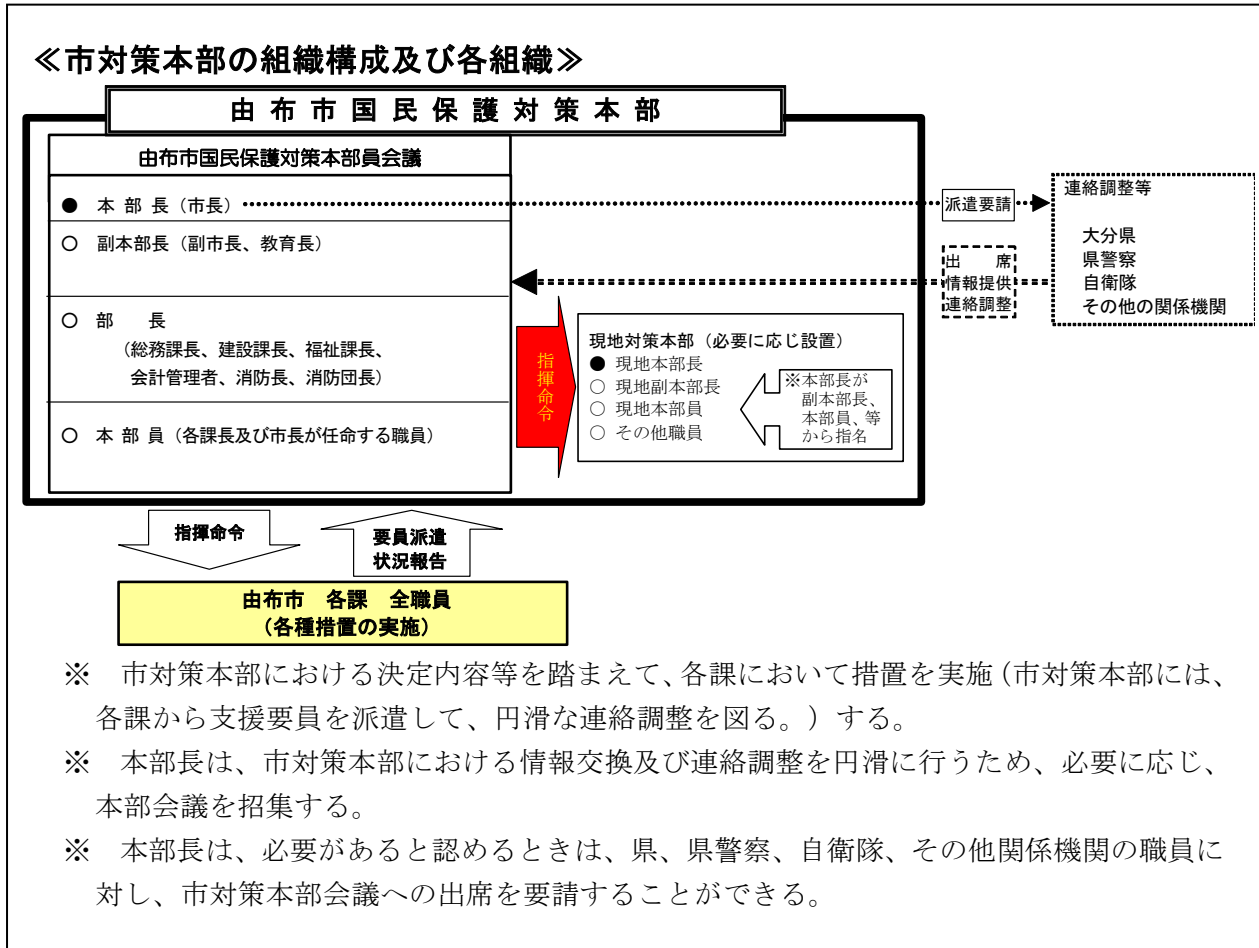
(5) 本部長等の職務

役 職	職 務
本部長	本部を総括する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
部長	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
本部員	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
現地対策本部長	現地において本部長を補佐し、現地の総括・連絡調整にあたる。
本部員その他の職員	現地対策本部長の命を受け、現地の事務に従事する。

4 市対策本部の組織配備体制

(1) 市対策本部の組織構成

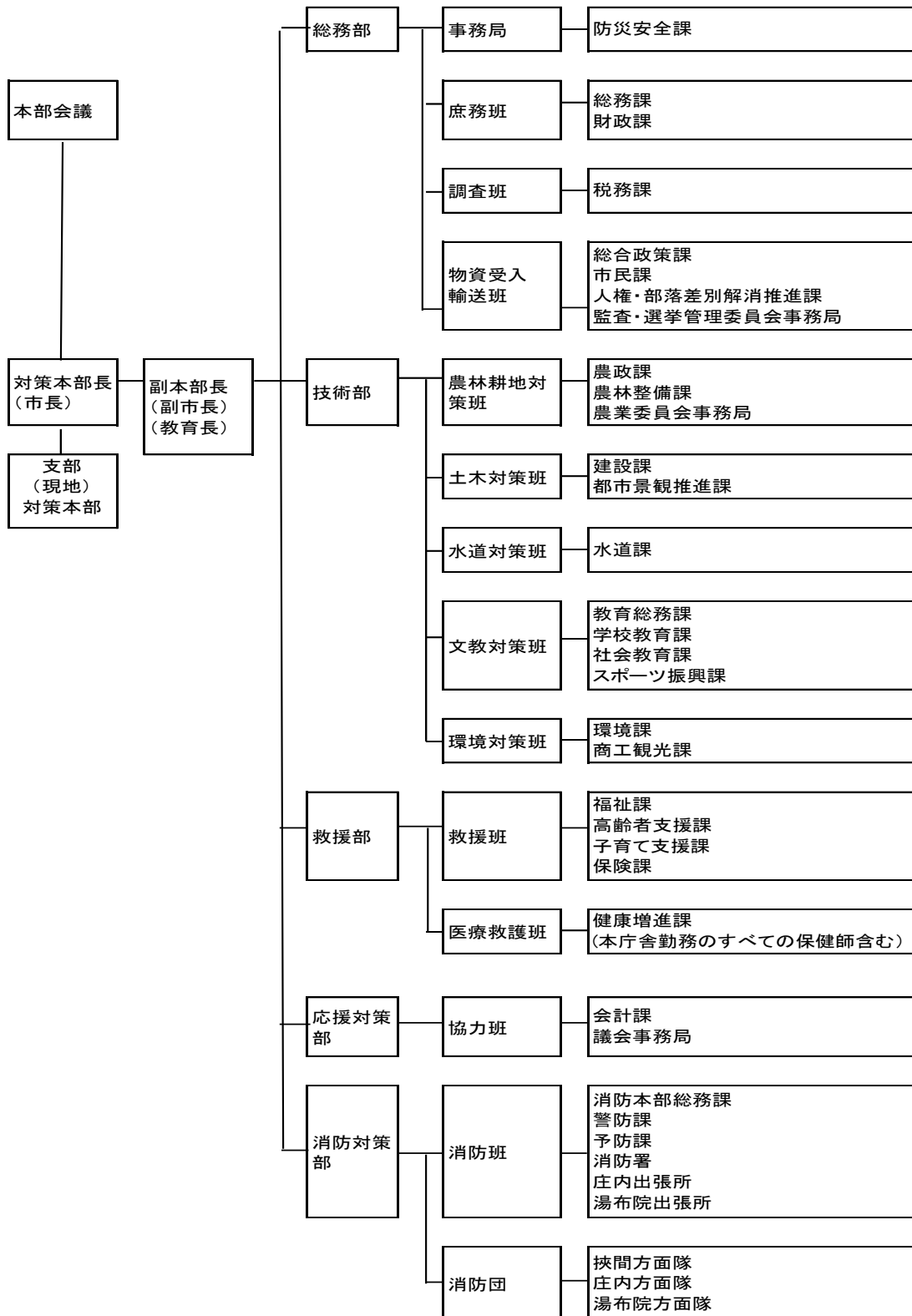
市対策本部の組織構成は以下のとおりとする。



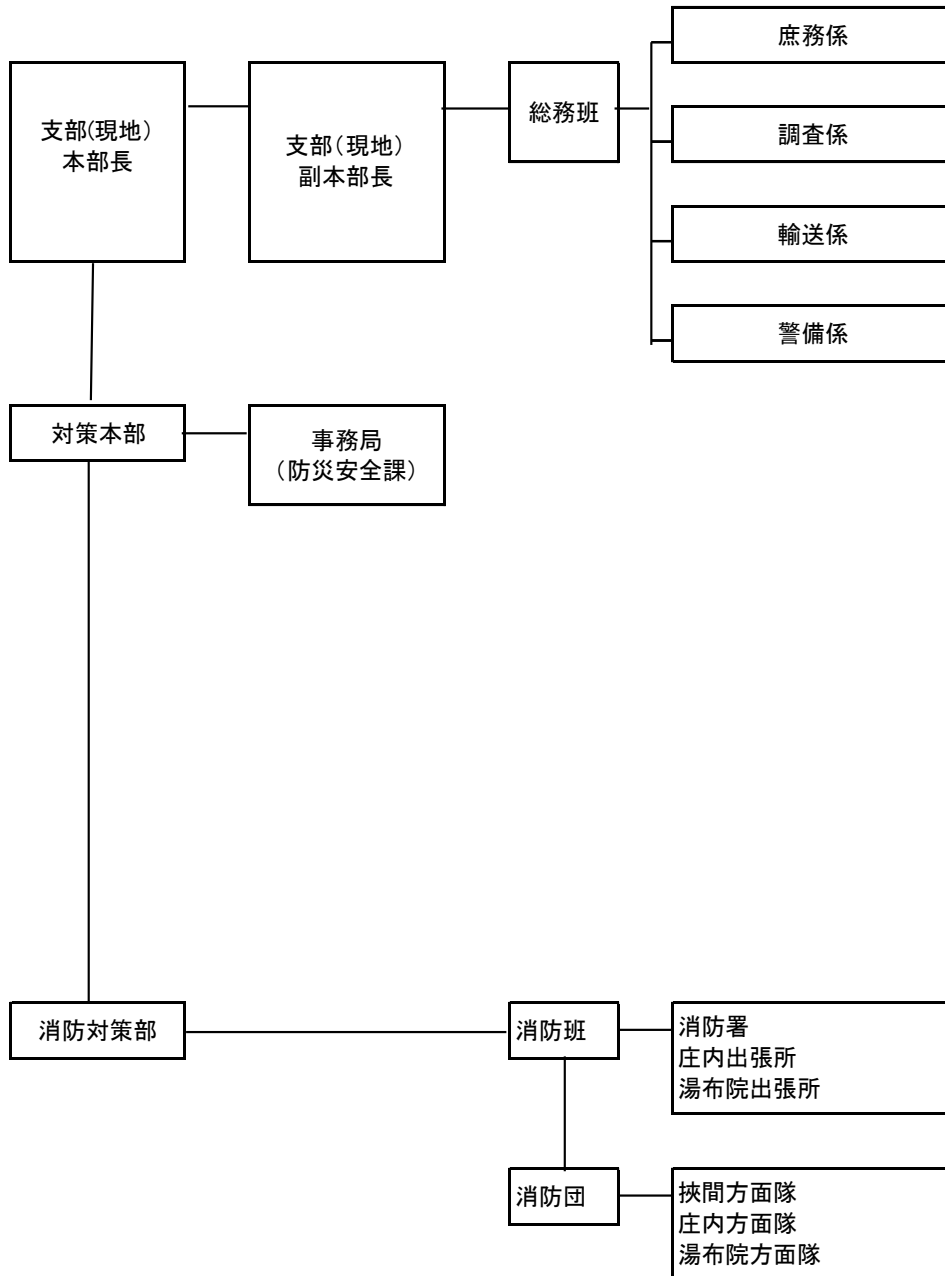
(2) 市対策本部の組織

市対策本部組織系統図を以下に示す。

■ 由布市対策本部組織



■ 由布市各支部対策本部組織



※支部（現地）本部長 …… 振興局長

※支部（現地）副本部長 …… 挾間・湯布院は地域振興課長または地域整備課長、
 庄内は地域振興課長補佐

(3) 市対策本部の分掌事務
 市対策本部の分掌事務を次表に示す。

《市対策本部の分掌事務》

部	班	市対策本部事務分掌
総務部	事務局 庶務班 調査班 物資受入輸送班	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置及び廃止に関する事（事務局） ・国民保護対策の総括的な事務に関する事（事務局） ・本部会議に関する事（事務局） ・武力攻撃災害、被害情報の連絡に関する事（事務局） ・被害状況の県への報告、確定報告に関する事（事務局） ・武力攻撃災害日誌に関する事（事務局） ・県対策本部、市国民保護協議会及び関係機関との連絡調整に関する事（事務局） ・県防災行政無線、地域防災無線及び防災ラジオの管理運営及び無線通信に関する事（事務局） ・自衛官、警察官等の出動要請に関する事（事務局） ・消防信号の伝達に関する事（事務局） ・避難の指示または退避により避難者の誘導・救助に関する事（事務局） ・消防本部との連携業務に関する事（事務局） ・警戒区域の設定に関する事（事務局） ・本部長及び副本部長の秘書に関する事（庶務班） ・市民に対する警報等の広報に関する事（庶務班） ・武力攻撃災害に関する記録写真、ビデオ等の製作及び保管に関する事（庶務班） ・職員の動員及び配備計画に関する事（庶務班） ・市内の情報収集、連絡調整及び庶務に関する事（庶務班） ・応援体制の配備計画に関する事（庶務班） ・非常電話に関する事（庶務班） ・アマチュア無線局との連絡調整に関する事（庶務班） ・武力攻撃災害対策に要する労務の提供計画及び就労管理に関する事（庶務班） ・奉仕団等の受入及び配備に関する事（庶務班） ・国民保護対策従事職員の公務災害補償に関する事（庶務班） ・武力攻撃災害視察者及び見舞者の接遇に関する事（庶務班） ・国民保護対策に係る予算措置に関する事（庶務班） ・国民保護対策に伴う財政計画及び財政に係る政府機関等との連絡調整に関する事（庶務班） ・義援金の受付、配分に関する事（庶務班） ・報道機関等との連絡調整及び情報の提供に関する事（庶務班） ・その他生活必需品の確保に関する事（庶務班） ・各班の援助に関する事（庶務班） ・被害箇所の拡大防止に関する事（庶務班） ・特殊標章等の交付に関する事（庶務班）

【 第3編 武力攻撃事態等への対処 】
 〈第2章 市対策本部の設置等〉

部	班	市対策本部事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集及び伝達に関する事（調査班） ・被害状況の調査・集計・調書の作成に関する事（調査班） ・り災証明の発行に関する事（調査班） ・り災証明に対する市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免措置に関する事（調査班） ・建物の被害認定調査に関する事（調査班） ・交通機関の運行状況調査及び情報の報告に関する事（物資受入輸送班） ・武力攻撃災害出動車両の確保及び配車計画に関する事（物資受入輸送班） ・救護物資の受入及び輸送に関する事（物資受入輸送班） ・その他輸送に関する事（物資受入輸送班） ・その他本来の事務分掌に係る国民の保護のための措置に関する事
技 術 部	農林耕地対 策班 土木対策班 水道対策班 文教対策班 環境対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の被害状況の調査及び応急・復旧に関する事（土木対策班） ・関係機関との連絡調整に関する事（土木対策班） ・被害箇所の交通規制などの応急交通対策に関する事（土木対策班） ・市道、橋梁等の障害物の除去に関する事（土木対策班） ・公園施設、街路樹等の応急復旧に関する事（土木対策班） ・土地開発関係業者等との連絡調整に関する事（土木対策班） ・応急仮設住宅の建築及び管理に関する事（土木対策班） ・土木関係の被害図の作成及び被害写真の収集に関する事（土木対策班） ・武力攻撃災害用資・器材の出納管理に関する事（土木対策班） ・武力攻撃災害対策工事の契約に関する事（土木対策班） ・武力攻撃災害対策工事の完成検査に関する事（土木対策班） ・市営住宅及び市有建物の応急復旧に関する事（土木対策班） ・その他土木関係に必要なこと（土木対策班） ・応急給水計画の立案に関する事（水道対策班） ・水道施設の被害状況の調査及び応急・復旧に関する事（水道対策班） ・応急給水に関する事（水道対策班） ・その他水道関係に必要なこと（水道対策班） ・農林施設の被害状況の調査及び応急・復旧に関する事（農林耕地対策班） ・り災農林業者に対する融資及び斡旋等に関する事（農林耕地対策班） ・農林関係機関との連絡調整に関する事（農林耕地対策班） ・農林関係の被害調書の作成及び被害写真の収集に関する事（農林耕地対策班） ・商工観光関係の被害状況の調査及び応急・復旧に関する事（環境対策班） ・商工関係の被害調書の作成及び被害写真の収集に関する事（環境対策班） ・農業用施設の被害状況の調査及び応急・復旧に関する事（農林耕地対策班） ・耕地関係の被害状況の調査及び応急措置に関する事（農林耕地対策班） ・耕地関係の被害調書の作成及び被害写真の収集に関する事（農林耕地対策班） ・武力攻撃災害対策のための業者の選定及び確保に関する事（農林耕地対策班） ・その他農林耕地について必要なこと（農林耕地対策班） ・教育施設の被害状況の調査及び応急・復旧に関する事（文教対策班） ・武力攻撃災害時に対応する教育施設の確保に関する事（文教対策班） ・本部との連携による避難所（学校）の設置に関する事（文教対策班）

部	班	市対策本部事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時に対応する教育に関すること（文教対策班） ・り災児童・生徒に対する教科書、その他の学用品及び救援物資等の配給に関すること（文教対策班） ・児童・生徒の避難に関すること（文教対策班） ・武力攻撃災害時における児童・生徒の保健衛生に関すること（文教対策班） ・学校給食対策に関すること（文教対策班） ・保健体育施設の警戒及び応急措置並びに応急復旧に関すること（文教対策班） ・社会教育・文化財施設の被害状況の調査及び応急・復旧に関すること（文教対策班） ・公民館等における武力攻撃の防災活動及び避難所業務の支援に関すること（文教対策班） ・避難所業務の支援に関すること（文教対策班） ・炊き出しの実施に関すること（文教対策班） ・その他文教関係について必要なこと（文教対策班） ・防疫計画の作成及び実施に関すること（環境対策班） ・防疫及び駆除に必要な機材、薬品等の確保に関すること（環境対策班） ・防疫機関との連絡調整に関すること（環境対策班） ・武力攻撃災害時の環境衛生及び公害調査に関すること（環境対策班） ・武力攻撃災害時の廃棄物処理に関すること（環境対策班） ・清掃計画の作成及び実施に関すること（環境対策班） ・下水道関連施設の維持及び管理に関すること（環境対策班） ・遺体の収容及び埋火葬に関すること（環境対策班） ・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関すること
救 助 部	救援班 医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、衣料供給計画の作成及び実施に関すること（救援班） ・り災者及び避難者に対する炊き出しの計画及び材料調達に関すること（救援班） ・武力攻撃への災害見舞品及び義援金の受付並びに配分に関すること（救援班） ・り災者の福祉相談に関すること（救援班） ・武力攻撃災害への相談窓口の設置に関すること（救援班） ・避難所の開設に関すること（救援班） ・避難行動要支援者支援班の設置に関すること（救助班） ・り災者に対する医療及び助産に関すること（医療救護班） ・り災者に対する医療並びに助産に必要な医療用機材及び医療品の確保に関すること（医療救護班） ・救護所の設置に関すること（医療救護班） ・医師会等医療機関及び団体との連絡調整に関すること（医療救護班） ・救助機関（日本赤十字社、社会福祉協議会等）との連絡調整に関すること（医療救護班） ・武力攻撃災害時の感染症の予防及び措置に関すること（医療救護班） ・食品の衛生の維持に関すること（医療救護班） ・その他本来の分掌事務に係る国民の保護のための措置に関すること

【 第3編 武力攻撃事態等への対処 】
 〈第2章 市対策本部の設置等〉

部	班	市対策本部事務分掌
応援対策部	協力班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に係る現金の出納に関すること（協力班） ・義援金及び支援金の受入れ及び管理に関すること（協力班） ・議員の安否確認及び議会との連絡調整に関すること（協力班） ・他班への応援協力に関すること（協力班）
消防対策部	消防班 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動に関すること（消防班・消防団） ・被災者の救助、救出に関すること（消防班・消防団） ・応急給水活動の協力に関すること（消防班・消防団） ・行方不明者の捜索に関すること（消防班・消防団） ・避難誘導に関すること（消防班・消防団） ・災害現場における危険物等の処理に関すること（消防班） ・消防団の動員に関すること（消防班） ・消防団との災害活動の調整に関すること（消防班）

《支部（現地）対策本部の分掌事務》

部	班	支部（現地）対策本部事務分掌
支 部 （ 現 地 ） 対 策 本 部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・支部会議に関すること（庶務係） ・本部との連絡調整に関すること（庶務係） ・災害日誌に関すること（庶務係） ・防災無線の管理運営に関すること（庶務係） ・応援職員の活動配備計画に関すること（庶務係） ・自治会との連絡に関すること（庶務係） ・自主防災組織に対する連絡調整に関すること（庶務係） ・災害情報の市民への広報に関すること（庶務係） ・市民からの被害情報の対応に関すること（庶務係） ・被害情報の収集・集計及び調書の作成並びに記録整理に関すること（庶務係） ・被害記録写真、映画等の制作及び総合被害図の作成に関すること（庶務係） ・被害の把握に関する各係との連絡に関すること（庶務係） ・他の係に属さないこと（庶務係） ・被害状況全般にわたり急速に調査を実施すること（調査係） ・庁舎の応急対策に関すること（調査係） ・庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること（調査係） ・避難住民の情報収集に関すること（調査係） ・公用車の配備及び運行計画に関すること（輸送係） ・救援物資の輸送に関すること（輸送係） ・その他輸送に関すること（輸送係） ・危険個所の警備に関すること（警備係） ・被災地の警備に関すること（警備係）

5 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

《市対策本部における広報体制》

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行い、また、広報を一元的に行うため、広報責任者を設置する。

(2) 広報活動

住民等に迅速に提供できる体制を確保するため、広報紙、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等の他、様々な広報手段を活用するとともに、放送事業者（テレビ・ラジオ）に広報の要請を行う。

《広報における留意事項》

- (1) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- (2) 市対策本部において重要な方針を決定した場合等広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- (3) 県と連携した広報体制を構築する。

6 市現地対策本部の設置

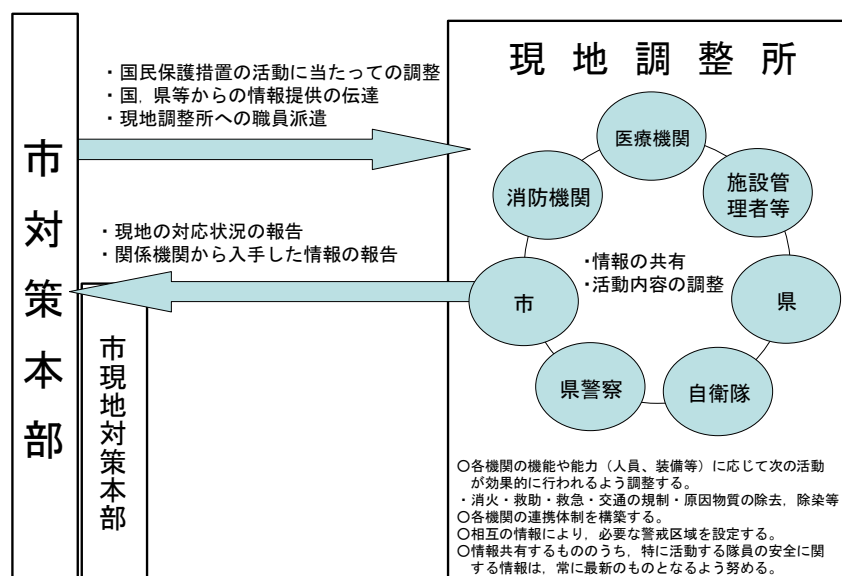
- (1) 市は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。
- (2) 市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる（原則として、市対策本部副本部長が現地対策本部長となる。）。

7 現地調整所の設置

市は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。

《現地調整所の組織編成》



(1) 設置の目的等

現地調整所については、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするため、必要に応じて市が積極的に設置する。

(2) 設置場所

現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

(3) 関係機関の連携の強化等

- ① 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。
- ② 現地調整所の設置により、市は、消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことができ、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。
- ③ 現地調整所における最新の情報については、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かす。

(4) 関係機関の現地調整所への市職員の派遣

他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を参画させる。市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。
(注) 市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

8 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

- ① 市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。
- ② 市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

③ 市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

- ① 市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。
- ② 市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

(6) 市対策本部の設置の有無によらない国民保護措置の実施

市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず国民保護措置を実施することができる。

9 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、市防災行政無線等若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行う等通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 通信設備の優先利用

市は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用できる。具体的には、他の通信に優先して接続される。